



職員の給与等に関する報告及び勧告

令和6年9月

北九州市人事委員会

北九行調第200号

令和6年9月25日

北九州市議会議長 田 仲 常 郎 様

北九州市長 武 内 和 久 様

北九州市人事委員会

委員長 高橋直人

職員の給与等に関する報告及び勧告

北九州市人事委員会は、地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

報告及び勧告

別紙第1 報告	1
1 給与勧告の基本的考え方	1
2 本市職員の給与等の状況	2
3 民間給与等の状況	3
4 民間給与との比較	5
(1) 給与の較差	5
(2) 扶養（家族）手当	6
(3) 期末・勤勉手当（特別給）	7
5 物価及び生計費	7
6 国家公務員の状況	8
(1) 人事院による報告・勧告について	8
(2) ラスパイレス指数について	8
7 むすび	11
(1) 本年の給与改定について	11
(2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備について	12
(3) 多様で有為な人材の確保等について	13
(4) 人事・給与制度について	15
(5) 障害者雇用について	15
(6) 本市職員の働き方について	16
(7) 心の健康づくりについて	20
(8) ハラスメントの防止について	21
(9) 公務員としての自覚をもって	22
別紙第2 勧告	23

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、昨年9月15日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その後引き続き本市職員の給与等の実態、市内民間事業所の従業員の給与等、人事院勧告の内容その他職員の給与等の決定に係る諸条件について調査・研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 給与勧告の基本的考え方

人事委員会の給与勧告制度は、地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として設けられているものであり、本委員会は、本市職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させるよう、従来から、市内民間事業所の従業員の給与水準との均衡を図ること（民間準拠）を基本に勧告を行っている。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価としての適正な給与の確保が必要である中で、その給与は、民間企業と異なり、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々の経済・雇用情勢等を反映して決定される市内民間事業所の従業員の給与に準拠して定めることが最も合理的であり、職員をはじめ広く市民の理解を得られる方法であると考えられるからである。

民間給与との比較においては、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である職種、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った上で、必要があると認められる場合には、国等との均衡も考慮して勧告を行っている。

2 本市職員の給与等の状況

本市職員（企業職員を除く。以下同じ。）は、従事する職務の種類に応じ、行政職、消防職、教育職、研究職、医療職及び特定任期付職員の6種類11給料表の適用を受けている。これらの本市職員について、本委員会が実施した「令和6年市職員給与等実態調査」による給与等の概要は第1表に示すとおりである。

第1表 本市職員の給与等の概要

(令和6年4月1日現在)

項 目		本 市 職 員		項 目		本 市 職 員	
		行 政 職				行 政 職	
職 員 数		9,823 人 (10,079 人)	4,661 人 (4,781 人)	平 均 年 齢		41.9 歳 (42.4 歳)	44.3 歳 (44.7 歳)
平均給与月額	給 料	351,720 円 (350,334 円)	352,679 円 (351,164 円)	平均勤続年数		16.1 年 (16.5 年)	19.5 年 (19.9 年)
	扶 養 手 当	10,265 円 (10,115 円)	10,747 円 (10,622 円)	平均扶養親族数		0.8 人 (0.8 人)	0.8 人 (0.8 人)
	地 域 手 当	11,291 円 (11,239 円)	11,463 円 (11,400 円)	男 女 別 構 成 比	男	53.1 % (53.4 %)	58.5 % (59.2 %)
	小 計	373,276 円 (371,688 円)	374,889 円 (373,186 円)		女	46.9 % (46.6 %)	41.5 % (40.8 %)
	住 居 手 当	7,143 円 (7,013 円)	6,899 円 (6,788 円)	学 歴 別 構 成 比	大 学 卒	78.0 % (77.7 %)	73.4 % (73.2 %)
	管 理 職 手 当	7,229 円 (7,197 円)	9,737 円 (9,493 円)		短 大 卒	7.2 % (7.3 %)	6.2 % (6.1 %)
	小 計	14,372 円 (14,210 円)	16,636 円 (16,281 円)		高 校 卒	14.7 % (14.9 %)	20.2 % (20.5 %)
	計	387,648 円 (385,898 円)	391,525 円 (389,467 円)		中 学 卒	0.1 % (0.1 %)	0.2 % (0.2 %)

(注) 1 再任用職員（暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び特定任期付職員は含まれていない。

2 () 内は、定年引上げに伴い給料月額7割措置の適用を受ける職員を含めた数値である。

参照 参考資料1 市職員給与関係資料（第1表から第8表まで）

3 民間給与等の状況

本委員会は、本市職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との水準等を比較するため、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等の調査を人事院及び福岡県人事委員会等と共同で、「令和6年職種別民間給与実態調査」として実施した。

その概要は、第2表に示すとおりである。

第2表 職種別民間給与実態調査の概要

項目	説明
調査対象事業所	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の417事業所
調査事業所数	上記のうち層化無作為抽出法によって抽出した146事業所
調査対象職種及び人員	公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種の約4,500人 教育職、研究職、医療職、技能・労務職等54職種の約500人

給与改定の状況を調査した結果は、第3表に示すとおりである。係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は62.5%（昨年52.5%）、ベースアップを中止した事業所の割合は0.9%（同2.9%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%（同0.0%）となっている。

第3表 民間における給与改定の状況

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
	%	%	%	%
係員	62.5	0.9	0.0	36.6
課長級	54.0	1.8	0.0	44.2

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。

定期昇給の実施状況を調査した結果は、第4表に示すとおりである。係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は88.5%（昨年91.5%）となっている。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合は25.5%（同30.6%）、減額となっている事業所の割合は4.4%（同3.0%）となっている。

第4表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり %	定期昇給実施			定期昇給 中止 %	定期昇給 制度なし %	
		増額 %	減額 %	変化なし %			
係 員	88.5	88.5	25.5	4.4	58.6	0.0	11.5
課 長 級	75.9	75.9	20.4	4.4	51.1	0.0	24.1

（注） 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。

4 民間給与との比較

(1) 給与の較差

前記の市職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本市にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の者について、それぞれの本年4月分の給与額を比較し、その較差を総合したところ、第5表に示すとおり、本市職員の給与が民間事業所の従業員の給与を10,706円(2.70%)下回っている。

なお、この比較に当たって使用した給与種目は第6表に示すとおりである。

第5表 本市職員と民間従業員との給与較差

職 種	民間事業所の 従業員の給与 (A)	本市職員 の 給 与 (B)	較 差 (A)-(B) $\left(\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right)$
行政職給料表関係	407,430円	396,724円	10,706円 (2.70%)

(注) 本市職員、民間事業所の従業員とも本年度の新規採用者は含まれていない。

第6表 公民比較における比較対象給与種目

民間給与	職 員 給 与
きまって支給する給与から 時間外手当及び通勤手当を 除いたもの	給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、 住居手当、単身赴任手当(基礎額)、へき地手当、 へき地手当に準ずる手当

(2) 扶養（家族）手当

民間における家族手当の支給状況等を調査した結果は、第7表及び第8表に示すとおりである。家族手当制度がある事業所の割合は73.0%、配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は62.5%となっている。

また、家族手当制度がある事業所のうち、「配偶者に対する手当を見直す予定又は見直すことについて検討中」とする事業所の割合は9.2%、「税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等によっては、見直すことを検討」とする事業所の割合は7.0%となっている。

なお、配偶者に係る扶養手当を受給する本市職員の割合は16.1%であり、扶養手当の見直しを勧告した平成29年（23.2%）と比べて減少している。

第7表 民間における家族手当の支給状況

家族手当 制度がある	家族手当を支給する		家族手当 制度がない
	配偶者に 家族手当を 支給する	子に 家族手当を 支給する	
%	%	%	%
73.0	62.5	72.7	27.0

第8表 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族手当を 見直す予定又は見直すこと について検討中	税制及び社会保障制度の見直し の動向、他の民間企業の見直し の動向、公務員の見直しの動向 等によっては、見直すことを検討	配偶者に対する家族手当を 見直す予定はない (検討も行っていない)
%	%	%
9.2	7.0	83.8

(注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

参照 参考資料2 民間給与関係資料（第15表）

(3) 期末・勤勉手当（特別給）

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給を調査した結果は、第9表に示すとおりであり、本市職員の昨年の年間支給月数が民間事業所を0.10月分下回っている。

第9表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内 給与月額	下半期(A1)	336,679 円	292,519 円
	上半期(A2)	346,358	306,163
特別給の支給額	下半期(B1)	749,665 円	567,586 円
	上半期(B2)	821,299	603,240
特別給の 支給割合	下半期(B1/A1)	2.23 月分	1.94 月分
	上半期(B2/A2)	2.37	1.97
年 間 の 平 均		4.60 月分	

(注) 1 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
2 年間の平均は、特別給の支給割合を本市の職員構成に合わせて求めたものである。

備 考 本市職員の令和5年の期末・勤勉手当の支給月数は4.50月であった。

5 物価及び生計費

総務省の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国では2.5%の増、大都市では2.4%の増、本市では3.1%の増となっている。

また、同省の家計調査における本年4月の本市における全世帯（集計世帯数87世帯）の消費支出は、1世帯当たり263,030円である。

6 国家公務員の状況

(1) 人事院による報告・勧告について

人事院は、本年8月8日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、国家公務員の寒冷地手当に関する法律等に基づき、国会及び内閣に対して、公務員人事管理について報告し、一般職の職員の給与について報告及び勧告を行った。

また、同日に、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。

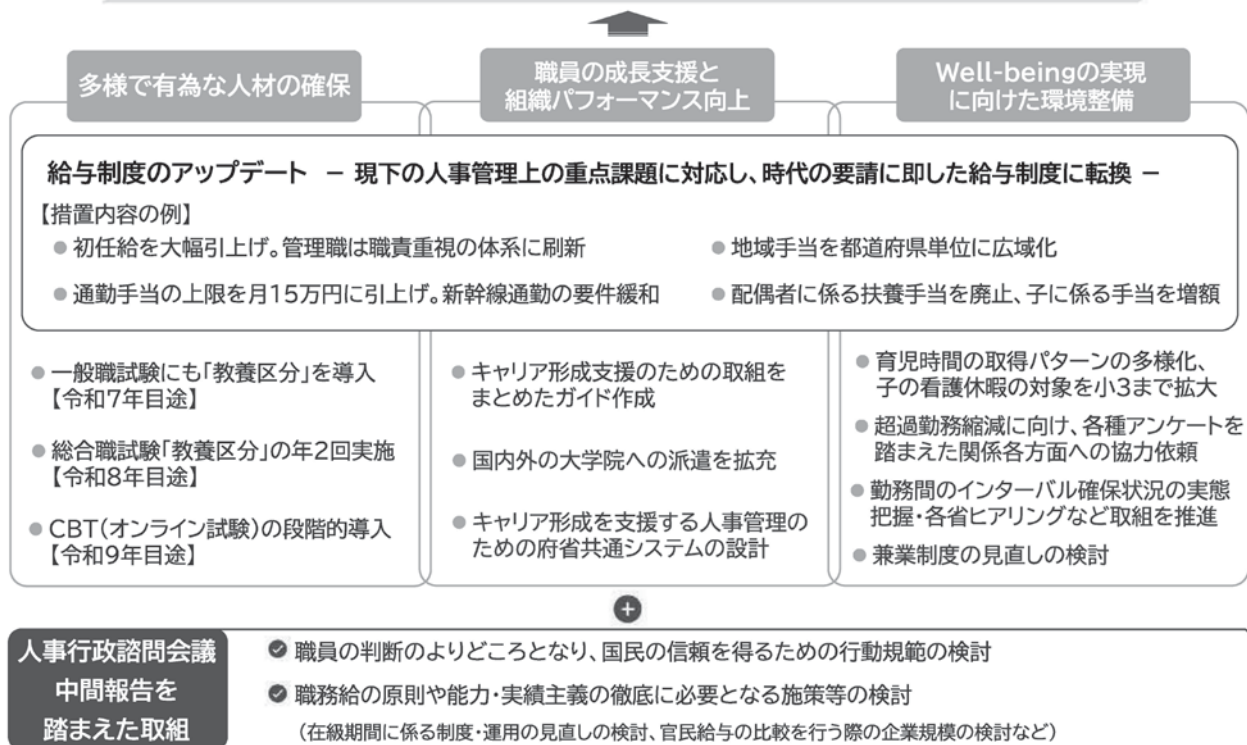
その概要は、9、10ページのとおりである。

(2) ラスパイレス指数について

令和5年4月時点の国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額とこれに相当する本市職員の給料月額とを、学歴別・経験年数別に、国家公務員と同一の職員構成であるものとして比較すると、国家公務員を100とした本市職員の指数は101.7である。

■ 人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給 [本年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

- 官民較差: 11,183円(2.76%)
- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ 給与制度のアップデートの先行実施
【総合職(大卒)】 230,000円(+14.6% [+29,300円]) 【一般職(大卒)】 220,000円(+12.1% [+23,800円])
【一般職(高卒)】 188,000円(+12.8% [+21,400円])
- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定
 - ※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定
行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
 - ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス [直近1年間(昨年8月~本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

- 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

寒冷地手当 【手当額改定:令和6年4月実施、支給地域改定:令和7年4月実施】

- 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月に先行実施)】

- 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

俸給 初任給・若年層の水準を大幅引上げ

係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し

地域手当 都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置)
異動保障を3年間に延長

通勤手当等 支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和

扶養手当 配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額

ボーナス 成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充

その他手当 管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大
再任用職員の手当拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)

国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
 - ・ 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
 - ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

7 むすび

(1) 本年の給与改定について

本市職員の給与改定に係る諸条件の概要は、以上報告したとおりであり、これらを総合的に勘案すると、本市職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるよう改定を行うことが必要である。

ア 月例給について

4(1)において報告したとおり、本年4月における本市職員の給与は、民間従業員の給与を10,706円(2.70%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、同月に遡及して月例給の改定を行う必要がある。

改定に当たっては、基本的な給与である給料の水準改定に充てることが適当である。

(ア) 行政職給料表

行政職給料表については、人事院勧告における同種俸給表の改定傾向、市内民間事業所の初任給の状況、人材確保の観点及び人員構成等を考慮の上、全体的な改定を行う必要がある。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表及び国家公務員の俸給表との均衡を考慮して改定を行う必要がある。

また、人事院は、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師等に対する初任給調整手当の改定について勧告しており、本市においても同様の改定を行う必要がある。

イ 期末・勤勉手当について

期末・勤勉手当については、市内民間事業所における特別給の調査結果は4(3)において報告したとおりであり、本年の人事院勧告における措置の内容を勘案して、支給月数及びその配分について国に準じて措置することが適当である。

(2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備について

本年、人事院は、①多様で有為な人材の確保、②職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、③Well-beingの実現に向けた環境整備という公務員人事管理上の重点課題に対応するため、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」として、以下の6点を主眼に報告・勧告を行った。

- ①若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定
- ②職務や職責をより重視した俸給体系等の整備
- ③能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定
- ④地域における民間給与水準の反映
- ⑤採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応
- ⑥その他環境の変化への対応

その具体的な内容としては、初任給を始めとする若年層の給与水準を引き上げること、職務や職責をより重視した俸給体系とすること、勤勉手当の成績率の上限を引き上げること、地域手当の級地区分の設定の大きくくり化、扶養手当の見直し、特定任期付職員への勤勉手当の支給、定年前再任用短時間勤務職員等に対し異動の円滑化に資する手当を支給すること等である。

従来から、本市においては地方公務員法上の均衡の原則により、職員

の給与制度は、公務としての近似性・類似性を重視し、国家公務員の給与制度に準拠することを基本的な考え方としており、今回の人事院の報告・勧告に対する、国や他都市の動向も注視しつつ、本市の実情に応じた給与制度の在り方について、調査・研究を進める必要がある。

次に、地域手当の支給割合について、人事院は、現在、市町村ごととしている級地区分の設定を、都道府県を基本とするよう見直すこととしており、本市域に勤務する国家公務員の地域手当の支給割合を4%とすることとした。本市は、従来から地域手当を国に準拠してきており、本市職員の地域手当の支給割合及び経過措置についても、国に準じて実施することが適当である。

また、人事院は、扶養手当に関して、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を充実することとした。本市においても、政府全体として配偶者の働き方に中立となるよう制度の見直しに向けた取組が進められていること等を踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止し、本市の少子化対策への対応等に鑑み、子に加算することが適当である。なお、改定に当たっては、配偶者に係る扶養手当の受給者への影響に配慮し、必要な経過措置を講じた上で実施されたい。

その他、管理職員特別勤務手当や定年前再任用短時間勤務職員等に対する手当の見直し等については、国の給与制度との均衡を図る観点等から、適宜必要な措置を検討されたい。

(3) 多様で有為な人材の確保等について

本市は、本年3月、市が目指す都市像や重点戦略を掲げた「北九州市・新ビジョン（北九州市基本構想）」及び次世代への投資を行いつつ、行財政運営のあり方を再構築するための「北九州市政変革推進プラン」を

策定した。

これらを力強く推進していくためには、職員のパフォーマンスを向上させる組織や職場環境づくりとともに、一步先の価値観を体現する、多様で有為な人材の確保が一層重要となる。

一方、少子高齢化や雇用環境等の変化により、民間企業、国や他の地方公共団体等との間の人材獲得競争は厳しさを増している。

人事院においては、本年の「公務員人事管理に関する報告」の中で、国家公務員の特に厳しい人材確保の現状を踏まえ、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務を目指し、多様で有為な人材の確保、人材確保に資する処遇改善、職員の成長支援・組織パフォーマンスの向上等について言及している。

多様で有為な人材を確保し、より質の高い行政を推進していくためには、公務職場の魅力を高めて、働きたい職場として選ばれる組織づくりを進めるとともに、公務への入口となる採用試験についても、より志望者を惹きつけるものへと見直しを行う必要がある。

任命権者においては、国の取組を参考に、本市の実情に即した人材確保に資する処遇面での取組について調査・研究を行うとともに、引き続き、より仕事と生活の調和がとれた働きやすい職場環境づくりを進められたい。

また、成長マインドや適性を踏まえたキャリア形成を支援するため、職員一人ひとりの希望や経験、備えるべき能力に応じたジョブローテーションや研修等の人材育成を推進されたい。加えて、複雑化・高度化する行政ニーズに的確に対応するため、民間企業等での様々な経験や専門性を有する人材の登用等についても調査・研究を進められたい。

人事委員会においては、本市が求める人材の確保に向けて、国や他都

市等の先進的な採用試験に関する調査・研究や求職者のニーズ把握等を行いながら、採用試験制度の在り方や一層のDX化に向けた見直しについて検討を進めていく。

(4) 人事・給与制度について

本市では、地方公務員法の趣旨に則り、職員の能力と実績を公正に評価する人事評価制度を実施し、その結果を任用や給与に活用することで、適切な人事・給与制度の実現に取り組んでいる。

人事院においては、本年の「職員の給与に関する報告」の中で、各期の勤務成績を適切に処遇に反映し、職員のモチベーションを高めることは、人材確保や組織パフォーマンスの向上の観点からも重要であるとの認識のもと、勤勉手当の成績率の上限を引き上げることについて言及している。

任命権者においては、今後も引き続き、本市の実情に即した、より公正な人事評価の実施に向けて取り組むとともに、国の取組を参考に、能力・実績をより一層反映することができる人事・給与制度について、調査・研究されたい。

(5) 障害者雇用について

本市では、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（北九州市障害者活躍推進計画）」に基づき、障害のある職員一人ひとりが、能力を有効に発揮することを目指した取組を進めている。

本市の障害者採用選考については、「身体障害者」、「知的障害者」、「精神障害者」に順次対象を拡大しており、職員の障害特性は多様化している。

また、本市では、障害のある職員の活躍の基本となる職務の選定・創出、多様化する障害特性や合理的配慮への理解促進に関する研修、執務上必要な機器の導入や施設改修などの環境整備等が行われている。

任命権者においては、引き続き、障害のある職員の活躍を推進する取組を進めるとともに、より一層、障害のある職員一人ひとりが能力を有効に発揮できるよう、国や他都市の取組も参考に、障害者雇用の促進について、調査・研究を進められたい。

(6) 本市職員の働き方について

ア ワーク・ライフ・バランスの推進について

本市においては、「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」等に基づく、積極的な取組によって、仕事と生活の両立を支援する組織体制や制度が着実に整備され、一定の成果を挙げている。

職員が多様で柔軟な働き方を実現するためには、男性・女性職員ともに仕事と育児・介護を両立し、職員のキャリア形成を支援することが重要である。そのため、任命権者においては、業務の割振りや代替人員の確保など、制度を利用する職員だけでなく、周囲の職員や当該職場全体への配慮を行い、職員一人ひとりが、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備に努められたい。

また、人事院においては、民間育児・介護休業法等の一部改正法の内容を踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化のための措置の実現について言及を行った。

さまざまな育児・介護の事情を有する職員も含め、誰もが個性や能

力を十分に発揮できる職場を実現することは重要な課題であり、公務の魅力向上にもつながるものである。本市においても、関係法令の改正及び国や他都市の動向を踏まえながら、会計年度任用職員も含め、仕事と育児・介護の両立を支援する制度の改正に向けた取組を適切に進められたい。加えて、すべての職員が安心して働き続けられる様に、例えば、子に障害がある場合への配慮など、個別の事情にも対応ができる育児・介護制度の充実に向けて調査・研究されたい。

また、本年4月、人事院は、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することで健康の維持を図りつつ、仕事と生活の調和がとれた働き方を追求するため、勤務間のインターバルの目安を11時間とする努力義務規定を導入している。

任命権者においては、職員の健康維持とワーク・ライフ・バランスの視点に立ち、勤務間のインターバル確保並びに多様で柔軟な働き方の実現を図るため、既に導入を行っているテレワークや勤務時間等の臨時的な割振り変更の適用範囲等に加え、本市職員の新たな働き方についても調査・研究されたい。

また、定年の引上げに伴い60歳以上の職員が増加することも踏まえ、高齢層職員も含めたすべての職員が、心身ともに健康で、いきいきと働き続けることができる職場づくりに積極的に取り組まれたい。

イ 時間外勤務の削減について

時間外勤務の削減は、職員の健康維持やワーク・ライフ・バランスの推進とともに、公務能率向上の観点からも重要な課題である。

本市においては、時間外勤務の上限時間の設定や、定時退庁の推進、デジタル技術の活用による業務の効率化、柔軟な人員配置、勤務時間

管理の徹底など、時間外勤務削減のための様々な取組が実施され、一定の効果を上げているものの、令和5年度の時間外勤務の総時間数は増加している。

任命権者においては、引き続き、時間外勤務の上限時間を遵守することはもとより、時間外勤務が恒常化している部署については、業務に係る要因の整理、分析及び検証を十分に行い、一部の部署や職員に負担が集中し、職員が健康を損なうことがないように、業務負担の平準化及び業務量に応じた適正な人員配置を行う必要がある。

また、所属長においては、職員の業務量や進捗を正しく把握し、職員に命令しないまま職場内外において時間外勤務を行わせる、いわゆる「サービス残業」が発生しないよう、適切なマネジメントや勤務時間の適正管理に取り組まれない。

ウ 教職員の長時間労働の改善について

学校現場を取り巻く環境の変化により、学校に求められる役割が複雑化・困難化する中、教職員の長時間労働の改善は、教職員の健康維持、優秀な人材の安定的確保、離職防止の観点から喫緊の課題である。

本市教育委員会においては、令和5年2月に改訂された「学校における業務改善プログラム（第3版）」や「北九州市教職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」の実施、在校等時間の上限の設定などの取組が進められている。

しかしながら、令和5年度の在校時間は減少しておらず、教職員の厳しい勤務環境が改善されているとは言い難い状況にある。

教育委員会においては、これまでの取組の成果や課題の検証を十分に行うとともに、学校事務職員を含む教職員の勤務時間や業務量を適

切に把握する必要がある。そのうえで、学校現場の特殊性も踏まえつつ、更なる業務の効率化や業務分担の見直しを進め、教職員が本来の業務に注力し、児童・生徒と向き合う時間を十分に確保できる環境の整備に取り組まれない。

また、管理職においては、在校等時間の上限を遵守するために、業務を持ち帰るなどの事態が発生しないようにするなど、実質的に教職員の負担軽減につながる取組を一層進められたい。

現在、国においては、本年8月に取りまとめられた中央教育審議会の答申等を踏まえ、教職調整額の見直し等、教師を取り巻く環境整備について検討が行われている。教員の処遇改善は、人材の安定的確保、ひいては教育の質に直結する問題であることから、教育委員会においては、引き続き、国の動向を注視し、適宜必要な措置を講じられたい。

エ 女性職員の活躍推進について

本市においては、女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進に一体的に取り組むため、令和元年に「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」を策定し取組を進めてきた。その結果、女性の登用に関する実績値において、令和5年度には、「女性役職者比率（係長以上）」は23.8%（目標値23%）、「女性役職者比率（課長級以上）」は17.8%（目標値15%）となり、いずれも目標を達成しているが、本年策定した「第5次北九州市男女共同参画基本計画」では、2030年までに30%程度となるよう、女性管理職比率の更なる向上を目指すこととしている。

性別にかかわらず、それぞれの能力や経験を最大限発揮できる職場環境は、イノベーションを生み出すとともに、多様化する市民のニー

ズを把握し、的確な政策対応を行う上でも不可欠である。

任命権者においては、引き続き、昇任後の業務遂行に対する不安や仕事と生活の両立に対する不安などの解消を図り、昇任意欲の向上につなげるため、より一層、多様な職務経験の付与や能力開発支援などの人材育成の強化、及び柔軟な働き方の推進などの仕事と生活を両立できる職場環境づくりに向けた取組を進めていくことが必要である。

加えて、必要となるポジティブ・アクションを検討し、次期計画を策定するとともに、性別にかかわらず、様々な事情を抱える職員が、それぞれの成長を実感しながら活躍していくことのできる組織となるよう、今後も引き続き、国や他都市の事例も参考に調査・研究を進められたい。

(7) 心の健康づくりについて

心の健康づくりは、本市職員が健康でいきいきとやりがいをもって働き続けるために必要不可欠なものである。

本市においては、セルフケアの促進及びストレスチェックの活用によるメンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）、相談体制の拡充による早期発見・早期対応（二次予防）、復職支援体制の強化による円滑な職場復帰と再発予防（三次予防）の3段階で、状況に応じた様々な取組が進められているものの、近年、精神疾患による長期病休者数は増加傾向にある。

職員が心身ともに健康で、安心して働き続けられるよう、所属長においては、職員の勤務状況や健康状態の把握に努めるなど、職員の実情に応じたきめ細かな対応を行う必要がある。

任命権者においては、職員がストレスチェックの結果などを受け相談

できる窓口の活用を促す仕組みづくりをはじめ、メンタル不調とを感じる前の予防対策の充実など、職員が心身ともに健康で働き続けられる取組をさらに進められたい。

また、高ストレスとの結果が出た職場については、職場のストレス要因を分析・評価し、組織的に対応を行うなど安心して働くことができる職場づくりに積極的に取り組まれたい。

(8) ハラスメントの防止について

任命権者においては、これまでもハラスメント防止要綱の制定・改正、各種研修の実施や相談窓口の拡充などの取組が実施されてきたところであるが、本委員会に寄せられる苦情相談では、毎年度、ハラスメント等の職場の人間関係に関するものが最も多い。

ハラスメントは、職員の人格や尊厳を傷つけ心身に悪影響を及ぼすだけでなく、公務能率の低下や職場環境の悪化を招くものである。任命権者においては、誰もが加害者にも被害者にもなり得るとの認識に基づき、組織としてハラスメントの防止と排除に徹底して取り組む必要がある。

さらには、国や他都市の取組も参考にしつつ、職員研修による意識啓発などに加え、相談員に対する研修などにも取り組み、ハラスメントのない職場環境づくりを推進されたい。

特に、パワー・ハラスメントの防止については管理監督者の役割が極めて重要であり、管理監督者は自らの言動に一層の注意を払うとともに、問題が発生した際は安易に個人間のトラブルとして見過ごすことなく、組織の問題として迅速かつ的確に対応することが求められる。

なお、人事院の報告において、初めて言及のあった行政サービスの利用者等による業務の範囲や程度を明らかに超える言動など組織外から

のハラスメント、いわゆる「カスタマー・ハラスメント」については、「庁内管理規則」や「北九州市職員の公正な職務の執行の確保に関する要綱」等を定めてすでに対応を行っている。任命権者においては、職員を守る責務があることを再認識し、今後も、カスタマー・ハラスメントに対しては、職員保護の観点から組織として取り組まれない。

(9) 公務員としての自覚をもって

本委員会は、これまでも重ねて服務規律の確保に向けた取組の重要性について言及してきた。任命権者においても、機会あるごとに綱紀肅正通知の発出や倫理研修等による不祥事防止の取組が行われてきたところである。

複雑化・高度化する行政課題への対応や、大規模災害時の他都市支援など、多くの職員が職務等に精励する一方で、依然として、一部の職員による公務員としての自覚を欠く行為は後を絶たず、市民の市政と職員全体への信頼を大きく損なっている。本年度も、公文書偽造、盗撮、暴力行為などのきわめて悪質で重大な不祥事が連続して発生し、何人もの職員が免職を含む重い懲戒処分を受けていることは、極めて遺憾である。

任命権者においては、一層、あらゆる機会を通じ、職員の倫理意識の高揚、法令遵守の徹底及び服務規律の確保に努めるとともに、内部統制を機能させ事務の適正な執行を確保し、不祥事の防止・根絶に全力で取り組まれない。

職員各位においても、職務の内外を問わず高い倫理観を持ち、全体の奉仕者であることを強く自覚して行動し、市民の信頼に応えていただきたい。

勸 告

本委員会は、報告に述べたことがらに基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられることを勧告する。

記

- 1 給料表について、報告むすびで述べた事項に留意して改定すること。
- 2 扶養手当及び地域手当について、報告むすびで述べた事項に留意して改定すること。
- 3 実施時期は、1については令和6年4月1日とし、2については令和7年4月1日とすること。

参 考 资 料

参考資料

1 市職員給与関係資料

令和6年市職員給与等実態調査の概要	24
第1表 平均給与月額	26
第2表 給料表別平均給与月額	27
第3表 性別、学歴別人員構成	29
第4表 給料表別平均年齢、平均勤続年数	31
第5表 年齢階層別人員構成	32
第6表 給料表別、級別、号給別人員分布	43
第7表 扶養手当を受ける職員数とその扶養親族数	65
第8表 住居手当の支給状況	66
第9表 60歳以上の職員の適用給料表別、級別人員	67

2 民間給与関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査の概要	69
第10表 産業別、企業規模別調査事業所数	70
第11表 職種別、学歴別初任給	71
第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	72
第13表 民間における初任給の改定状況	85
第14表 民間における賞与の配分状況	85
第15表 民間における家族手当の支給状況	86
第16表 民間における通勤手当の支給状況	87
第17表 民間における定年制の状況	88
第18表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	88
第19表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	88

1 市職員給与関係資料

令和6年市職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的及び調査期日

この調査は、本市に勤務する職員の給与等の実態を把握するため、令和6年4月1日を調査期日として実施したものである。

2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員のうち、企業職員を除いた職員。ただし、次に掲げる職員は調査対象から除外する。

- (1) 臨時的任用職員及び会計年度任用職員
- (2) 休職中の職員
- (3) 派遣中の職員
- (4) 専従休職中の職員
- (5) 停職中の職員
- (6) 育児休業中の職員
- (7) 育児短時間勤務中の職員
- (8) 自己啓発等休業中の職員
- (9) 配偶者同行休業中の職員

3 職員の分類

集計に当たっては、上記対象職員を給料表の種類により分類した。その分類は、別表のとおりである。

別 表

給 料 表	適 用 職 員
1 行 政 職 給 料 表	一般事務員、一般技術員等、他の給料表の適用を受けないすべての職員
2 消 防 職 給 料 表	消防局及び消防署に勤務する消防吏員
3 教 育 職 給 料 表 (1)	高等学校に勤務する教頭、教諭等
4 教 育 職 給 料 表 (2)	幼稚園に勤務する園長、教諭等
5 教 育 職 給 料 表 (3)	特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭等
6 教 育 職 給 料 表 (4)	小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、教諭等
7 研 究 職 給 料 表	総務市民局及び都市ブランド創造局に勤務する学芸員
8 医 療 職 給 料 表 (1)	総務市民局及び保健福祉局に勤務する医師、歯科医師
9 医 療 職 給 料 表 (2)	保健福祉局、子ども家庭局、産業経済局、区役所及び教育委員会事務局に勤務する獣医師、栄養士等
10 医 療 職 給 料 表 (3)	総務市民局、保健福祉局、子ども家庭局、区役所及び教育委員会事務局に勤務する保健師、看護師
11 特 定 任 期 付 職 員 給 料 表	高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する特定任期付職員（調査期日現在、適用者は3名。）

第1表 平均給与月額

項 目	行政職給料表適用職員			全 職 員		
	令和6年4月	令和5年4月	増減率	令和6年4月	令和5年4月	増減率
	(A)	(B)	$\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100$	(C)	(D)	$\frac{(C)-(D)}{(D)} \times 100$
	円	円	%	円	円	%
給 料	352,679	351,016	0.5	351,720	347,946	1.1
扶 養 手 当	10,747	11,218	△ 4.2	10,265	10,383	△ 1.1
地 域 手 当	11,463	11,412	0.4	11,291	11,176	1.0
小 計	374,889	373,646	0.3	373,276	369,505	1.0
住 居 手 当	6,899	6,817	1.2	7,143	7,042	1.4
管 理 職 手 当	9,737	9,610	1.3	7,229	7,317	△ 1.2
小 計	16,636	16,427	1.3	14,372	14,359	0.1
合 計	391,525	390,073	0.4	387,648	383,864	1.0

- (注) 1 行政職給料表適用職員には、学校事務職員を含む。(第2表から第9表までについて同じ。)
- 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。(第2表について同じ。)
- 3 定年引上げに伴い給料月額7割措置の適用を受ける職員、再任用職員及び特定任期付職員は含まれていない。(第2表から第8表までについて同じ。)
- 4 行政職給料表3級以下の職員(平均年齢41.0歳)の令和6年4月における平均給与月額は、343,518円(うち、給料317,452円、扶養手当7,988円、地域手当9,941円、住居手当8,137円)となっている。

第2表 給料表別平均給与月額

給与の種類 給料表・職務の級	総額	給料 扶養手当 地域手当			住居手当	管理職手当		
		給料	扶養手当	地域手当				
	円	円	円	円	円	円		
全級計	391,525	374,889	352,679	10,747	11,463	6,899	9,737	
行政職 給料表	1級	246,301	235,181	226,065	1,863	7,253	11,120	0
	2級	357,937	349,853	330,683	8,889	10,281	8,084	0
	3級	414,133	408,662	384,247	12,447	11,968	5,471	0
	特3級	433,062	429,562	415,175	1,875	12,512	3,500	0
	4級	446,627	441,999	411,087	17,641	13,271	4,628	0
	5級	567,653	481,232	447,693	16,648	16,891	3,790	82,631
	6級	626,579	513,044	484,384	9,447	19,213	2,878	110,657
	7級	695,847	556,469	530,566	5,741	20,162	3,626	135,752
	消防職 給料表	382,273	370,380	340,128	19,197	11,055	6,702	5,191
教育職 給料表(1)	415,217	405,396	378,887	14,619	11,890	6,979	2,842	
教育職 給料表(2)	428,017	409,084	389,729	6,889	12,466	0	18,933	
教育職 給料表(3)	395,026	383,761	365,176	7,312	11,273	7,966	3,299	

給与の種類 給料表	総額	給料			住居手当	管理職手当	
		扶養手当 地域手当 の計	給料	扶養手当 地域手当			
	円	円	円	円	円	円	
教育職 給料表(4)	383,048	370,266	351,563	7,765	10,938	7,513	5,269
研究職 給料表	402,669	383,718	362,397	10,015	11,306	14,488	4,463
医療職 給料表(1)	629,746	568,296	472,360	10,550	85,386	10,700	50,750
医療職 給料表(2)	381,939	372,738	352,476	9,338	10,924	6,886	2,315
医療職 給料表(3)	362,886	357,393	341,210	5,448	10,735	5,493	0
合計	387,648	373,276	351,720	10,265	11,291	7,143	7,229

第3表 性別、学歴別人員構成

給料表・ 職務の級	区分	職員数	性別人員構成		学歴別人員構成比			
			男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
		人	人	人	%	%	%	%
全級計		4,661	2,726	1,935	73.4	6.2	20.2	0.2
行政職 給料表	1級	906	406	500	75.5	4.6	19.9	0.0
	2級	1,270	607	663	66.0	7.3	26.5	0.2
	3級	988	583	405	62.5	11.4	25.6	0.5
	特3級	8	1	7	25.0	62.5	12.5	0.0
	4級	989	731	258	84.8	2.8	12.3	0.1
	5級	379	299	80	87.1	1.6	11.3	0.0
	6級	94	76	18	94.6	1.1	4.3	0.0
	7級	27	23	4	88.9	0.0	11.1	0.0
消防職給料表		943	894	49	44.7	2.3	52.7	0.3
教育職給料表(1)		38	27	11	100.0	0.0	0.0	0.0
教育職給料表(2)		9	0	9	66.7	33.3	0.0	0.0
教育職給料表(3)		430	139	291	91.4	8.6	0.0	0.0

給料表	区分	職員数	性別人員構成		學歷別人員構成比			
			男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
		人	人	人	%	%	%	%
教育職給料表(4)		3,455	1,385	2,070	91.4	8.5	0.1	0.0
研究職給料表		35	23	12	100.0	0.0	0.0	0.0
医療職給料表(1)		10	4	6	100.0	0.0	0.0	0.0
医療職給料表(2)		71	18	53	64.8	35.2	0.0	0.0
医療職給料表(3)		171	2	169	79.5	20.5	0.0	0.0
合計		9,823	5,218	4,605	78.0	7.2	14.7	0.1

第4表 給料表別平均年齢、平均勤続年数

区分 給料表	平均年齢	平均勤続年数
	歳	年
行政職給料表	44.3	19.5
消防職給料表	40.8	18.9
教育職給料表(1)	41.4	14.1
教育職給料表(2)	44.1	14.0
教育職給料表(3)	39.6	8.3
教育職給料表(4)	39.2	11.8
研究職給料表	43.9	10.4
医療職給料表(1)	49.7	13.0
医療職給料表(2)	44.6	17.6
医療職給料表(3)	40.4	12.5
合計	41.9	16.1

第5表 年齢階層別人員構成

1 総括表

年 齢	給料表	行政職	消防職	教育職	教育職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職	全給料 表 計
	給料表	給料表	給料表	給料表 (1)	給料表 (2)	給料表 (3)	給料表 (4)	給料表	給料表 (1)	給料表 (2)	給料表 (3)	
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	14	2										16
19	17	5										22
20	20	5										25
21	19	6										25
22	80	10				17	104				4	215
23	75	21				14	140				7	257
24	73	14				12	126				3	228
25	85	20				14	119				7	245
26	87	19	2			13	114			1	6	242
27	101	19				14	125	1		2	1	263
28	98	30	1			15	104			4	1	253
29	99	24	1			9	102			1	4	240
30	80	22	1	1		11	125			1	2	243
31	104	26	2			7	95	1			4	239
32	81	36	2			17	98				8	242
33	76	26	1			14	113	2		2	4	238
34	79	21	2			14	99	1			6	222
35	83	23	2			10	112	1	2	2	4	239
36	72	41	3			10	99	1		2	5	233
37	73	32	1			9	87	1	1	4	8	216
38	73	26		2		15	96			3	6	221
39	62	38	3	1		9	80	1		2	5	201
40	84	29				17	77	1		1	9	218
41	89	30	2			12	84	2		1	4	224
42	86	22	1			7	80	4		5	6	211
43	80	27				15	84	1		3	5	215
44	107	23	2			15	81	1	1	1	4	235
45	128	11		1		12	60	1		3	4	220
46	128	23	1	1		8	74	1	1	2	3	242
47	159	31		1		9	65	3		2	3	273
48	183	22				12	60	3		3	2	285
49	192	42	1			9	75	1		1	4	325
50	168	24	1			9	63	2		3	6	276
51	190	32	1			6	68	2		5	5	309
52	177	15	2			9	62			1	2	268
53	206	23		1		5	84	2		4	3	328
54	218	19	1			5	78	2		3	7	333
55	180	18				17	79		1	1	5	301
56	199	21	1	1		13	96			2	5	338
57	185	20	1			10	70		1		3	290
58	179	24	1			9	81		1	1	2	298
59	172	21	2			7	96			5	4	307
60歳以上									2			2
計	4,661	943	38	9	430	3,455	35	10	71	171		9,823
平均年齢	歳 44.3	歳 40.8	歳 41.4	歳 44.1	歳 39.6	歳 39.2	歳 43.9	歳 49.7	歳 44.6	歳 40.4		歳 41.9

(注) 該当人員0の欄は空欄とした。(第6表について同じ。)

2 給料表別、職務の級別

(1) 行政職給料表

職務の級 年 齢	1 級	2 級	3 級	特3級	4 級	5 級	6 級	7 級	全級計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	14								14
19	17								17
20	20								20
21	19								19
22	80								80
23	75								75
24	73								73
25	85								85
26	87								87
27	101								101
28	98								98
29	52	46	1						99
30	34	42	4						80
31	38	54	11			1			104
32	20	50	10		1				81
33	23	39	13		1				76
34	4	59	14		1		1		79
35	6	60	12		5				83
36	2	57	9		4				72
37	3	49	10		11				73
38	4	40	20		8		1		73
39	4	35	10		11	1		1	62
40	6	38	12		27	1			84
41	4	48	11		26				89
42	6	30	19		30	1			86
43	7	29	16		28				80
44	4	29	20		51	3			107
45	2	43	33		48	2			128
46	3	32	34		51	7		1	128
47	4	39	46		62	8			159
48	4	46	47		72	14			183
49	2	47	52		69	22			192
50	2	42	44		56	23	1		168
51	2	41	51		69	27			190
52		38	51		55	32	1		177
53	1	37	63		58	38	9		206
54		43	71		59	37	8		218
55		38	53		42	33	14		180
56		47	64		37	34	12	5	199
57		27	55	1	44	37	12	9	185
58		24	58	5	38	30	17	7	179
59		21	74	2	25	28	18	4	172
60歳以上									
計	906	1,270	988	8	989	379	94	27	4,661
平均年齢	歳 27.5	歳 43.3	歳 50.4	歳 58.7	歳 49.7	歳 53.9	歳 56.4	歳 56.7	歳 44.3

(2) 消防職給料表

職務の級 年 齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	全級計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18	2							2
19	5							5
20	5							5
21	6							6
22	10							10
23	21							21
24	14							14
25	20							20
26	19							19
27	19							19
28	30							30
29	10	14						24
30	4	18						22
31	4	21	1					26
32	4	31	1					36
33	3	22	1					26
34		18	3					21
35		20	3					23
36		30	11					41
37		18	14					32
38		15	11					26
39		20	14	4				38
40		10	15	4				29
41		9	18	3				30
42		5	14	3				22
43		9	15	3				27
44		5	9	9				23
45		1	5	5				11
46		4	11	8				23
47		4	15	12				31
48		3	14	5				22
49		4	21	14	3			42
50		6	8	8	2			24
51		4	14	11	3			32
52		3	5	4	3			15
53		4	5	5	7	2		23
54		2	10	3	3	1		19
55		2	8	6	2			18
56		2	10	2	7			21
57		2	9	7	1	1		20
58		1	7	9	3	3	1	24
59		2	6	2	8	3		21
60歳以上								
計	176	309	278	127	42	10	1	943
平均年齢	26.1	37.9	46.3	49.7	55.1	57.4	58.5	40.8

(3) 教育職給料表(1)

職務の級 年 齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	全級計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26		2				2
27						
28		1				1
29		1				1
30		1				1
31		2				2
32		2				2
33		1				1
34		2				2
35		2				2
36		2	1			3
37		1				1
38						
39		1	2			3
40						
41		2				2
42			1			1
43						
44		1		1		2
45						
46				1		1
47						
48						
49		1				1
50		1				1
51		1				1
52		2				2
53						
54		1				1
55						
56		1				1
57		1				1
58		1				1
59		2				2
60歳以上						
計	0	32	4	2	0	38
平均年齢	— 歳	41.3 歳	39.6 歳	45.5 歳	— 歳	41.4 歳

(4) 教育職給料表(2)

年 齢	職務の級	1 級	2 級	3 級	全級計
18 歳		人	人	人	人
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30			1		1
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38			2		2
39			1		1
40					
41					
42					
43					
44					
45				1	1
46			1		1
47				1	1
48					
49					
50					
51					
52					
53				1	1
54					
55					
56				1	1
57					
58					
59					
60歳以上					
計		0	5	4	9
平均年齢		— 歳	38.7 歳	50.8 歳	44.1 歳

(5) 教育職給料表(3)

職務の級 年 齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	全級計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		17				17
23		14				14
24		12				12
25		14				14
26		13				13
27		14				14
28		15				15
29		9				9
30		11				11
31		7				7
32		17				17
33		14				14
34		14				14
35		10				10
36		10				10
37		9				9
38		15				15
39		9				9
40		17				17
41		12				12
42		5	2			7
43		11	1	3		15
44		12	2	1		15
45		8		4		12
46		6	1	1		8
47		8		1		9
48		10	2			12
49		8		1		9
50		7		1	1	9
51		5			1	6
52		9				9
53		5				5
54		4			1	5
55		17				17
56		9	1	2	1	13
57		7		1	2	10
58		7	1		1	9
59		6	1			7
60歳以上						
計	0	397	11	15	7	430
平均年齢	—	歳 38.7	歳 48.7	歳 48.3	歳 55.3	歳 39.6

(6) 教育職給料表(4)

職務の級 年 齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	全級計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		104				104
23		140				140
24		126				126
25		119				119
26		114				114
27		125				125
28		104				104
29		102				102
30		124	1			125
31		95				95
32		97	1			98
33		112	1			113
34		94	5			99
35		109	3			112
36		91	8			99
37		76	11			87
38		83	13			96
39		70	9	1		80
40		63	9	5		77
41		75	4	5		84
42		69	5	6		80
43		61	8	15		84
44		60	8	13		81
45		44	5	10	1	60
46		53	4	17		74
47		44	7	13	1	65
48		47	4	8	1	60
49		55	5	11	4	75
50		47	3	11	2	63
51		45	5	10	8	68
52		47	6	5	4	62
53		57	3	10	14	84
54		53	3	10	12	78
55		53	3	6	17	79
56		54	9	11	22	96
57		48	3	7	12	70
58		58	6	5	12	81
59		64	7	7	18	96
60歳以上						
計	0	2,982	159	186	128	3,455
平均年齢	— 歳	37.5 歳	45.5 歳	49.6 歳	55.6 歳	39.2 歳

(7) 研究職給料表

年 齢	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	全級計
	歳	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27		1				1
28						
29						
30						
31		1				1
32						
33		2				2
34		1				1
35		1				1
36		1				1
37		1				1
38						
39		1				1
40		1				1
41		2				2
42		4				4
43		1				1
44			1			1
45		1				1
46		1				1
47			3			3
48		2	1			3
49		1				1
50		2				2
51		2				2
52						
53			1	1		2
54			1	1		2
55						
56						
57						
58						
59						
60歳以上						
計		26	7	2	0	35
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
		41.8	49.1	54.2	—	43.9

(8) 医療職給料表(1)

年 齢	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	全級計
	歳	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35		2				2
36		1				1
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44		1				1
45						
46			1			1
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55			1			1
56					1	1
57						
58			1			1
59						
60歳以上			2			2
計		4	5	0	1	10
平均年齢	歳	38.2	歳	—	歳	57.3
			57.5			49.7

(9) 医療職給料表(2)

年 齢	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	全級計					
	歳	人	人	人	人	人	人					
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26		1					1					
27		2					2					
28		4					4					
29		1					1					
30		1					1					
31												
32												
33			1	1			2					
34												
35			2				2					
36			2				2					
37			4				4					
38			3				3					
39			2				2					
40				1			1					
41			1				1					
42			3	1	1		5					
43			1	2			3					
44					1		1					
45			2	1			3					
46			2				2					
47					2		2					
48			2	1			3					
49				1			1					
50				2	1		3					
51			1	3	1		5					
52					1		1					
53				2	2		4					
54				1	2		3					
55					1		1					
56				2			2					
57												
58						1	1					
59				1	3	1	5					
60歳以上												
計		9	26	19	15	2	71					
平均年齢	歳	28.5	歳	41.0	歳	49.2	歳	52.6	歳	58.7	歳	44.6

(10) 医療職給料表(3)

年 齢	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	全級計
	歳	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22			4			4
23			7			7
24			3			3
25			7			7
26			6			6
27			1			1
28			1			1
29			3	1		4
30			2			2
31			4			4
32			8			8
33			1	3		4
34			6			6
35			3	1		4
36			2	3		5
37			4	4		8
38			6			6
39			3	2		5
40			2	3	4	9
41			2	1	1	4
42			1	3	2	6
43			2	2	1	5
44				1	3	4
45				3	1	4
46				1	2	3
47			1		2	3
48				1	1	2
49					4	4
50			1		5	6
51			2	1	2	5
52			1		1	2
53				1	2	3
54					7	7
55			1		4	5
56			1	1	3	5
57			2		1	3
58			1		1	2
59				1	3	4
60歳以上						
計		0	88	33	50	171
平均年齢	歳	—	歳 34.2	歳 41.8	歳 50.5	歳 40.4

第6表 給料表別、級別、号給別人員分布

1 行政職給料表

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	特3級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3	15							
4						1		
5								
6							1	
7	17		1					
8								
9								1
10								
11	22	1	5					
12			4					
13	1	4	2					
14		1						
15	15	7	4				1	
16			2					
17	1	42	3					
18		7			1			
19	13	11	5					
20		3						
21	5	41	2					
22		9						
23	83	8	4					
24	1	3	2					
25	8	42	8					1
26		9	3					
27	72	14	2		1			
28	1	5	3		1			
29	12	33	8					
30	1	8	3		2			
31	65	16	2		1			
32	2	4	2		1	1		
33	13	25	5		1			
34	1	5						
35	69	20	6					1
36	5	11	1		2			
37	12	18	7					
38	1	4	1		1			3
39	64	27	1		1			9
40	9	4	2			1		3
41	14	18	10		3			4
42	2	7	2		1			1
43	85	21	2		3			
44	16	6			3			
45	19	18	4		2			1
46	2	7	5		2			
47	64	18	4		6	1		1
48	15	8			2			

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	特3級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人	人
49	9	19	7		3			
50	3	6	5		1			1
51	27	22			10	1		
52	3	6	3		1			
53	5	13	8		9		1	
54	4	2	4		2	1		
55	26	18	2		3		4	
56	1	5	2		5	1	10	1
57	7	9	7		4	1	13	
58		5	3		1	2	11	
59	15	16	4		8	3	6	
60	2	8	4		4	1	3	
61	10	10	7		9	3	2	
62	2	3	4		4	1		
63	16	12	4		19	2	4	
64	1	10	4		6	9	3	
65	1	8	6		10	8	5	
66		3	7		8	19	4	
67	5	9	10		18	21	2	
68	1	11	7		11	20	5	
69	1	7	6		13	19	4	
70		3	5		3	20	3	
71	7	12	12		25	15	4	
72	1	9	11		9	23		
73		10	7		10	18	1	
74		6	13		8	16		
75	8	11	19		31	19	4	
76	1	3	9		11	10		
77	2	12	10		20	9		
78		5	15		17	6		
79	5	11	5		40	8		
80		7	11		15	9		
81		4	15		15	6	3	
82		9	9		15	10		
83	5	14	9		36	11		
84		3	3		7	8		
85	2	5	16	2	28	13		
86		5	12		24	8		
87	3	13	15	3	28	8		
88		10	19		11	5		
89		17	11	1	29	5		
90		9	8	2	14	5		
91		7	22		21	6		
92		3	9		13	5		
93		15	9		16	4		
94		8	17		8	2		
95	2	13	16		20	2		
96	1	9	20		11	1		
97		14	11		9	2		
98		8	17		14			
99	2	10	24		23	5		
100		11	24		16			

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	特3級	4 級	5 級	6 級	7 級
101	人	7 人	26 人	人	21 人	4 人	人	人
102		5	28		19			
103	1	13	23		18			
104		10	19		11			
105	2	4	26		30			
106		9	25		13			
107		19	29		21			
108		10	24		2			
109		10	26		15			
110		11	14		21			
111		14	18		9			
112		11	11		5			
113		15	10		16			
114		9	5		8			
115		22	3		10			
116		14	1		8			
117		21	5		32			
118		10	3					
119		23	5					
120		20	2					
121		12	6					
122		10	1					
123		11	1					
124		5	1					
125		3	54					
126		3						
127								
128								
129		1						
130								
131		1						
132								
133								
134								
135		1						
136								
137		3						
計	906	1,270	988	8	989	379	94	27
(注) 各職務の級欄中の太線は、当該職務の級の最高号給を示す。以下同じ。							適用 職員数	4,661 人

2 消防職給料表

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3	2						
4							
5							
6							
7	5						
8							
9							
10							
11	5						
12							
13							
14							
15	6						
16							
17							
18							
19	13						
20							
21		16					
22							
23	19						
24		1					
25		21					
26		2					
27	21	1					
28							
29		21					
30		1					
31	15	2					
32		1	1				
33		27	1				
34							
35	21	1					
36		1					
37		4					
38		3					
39	26	9					1
40		3					
41		4					
42			1				
43	27	10					
44		3					
45		7					
46		4	2				
47	8	20	2				
48		6					

号 給	職務の級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
49			2				
50		1	2				
51	2	18	2				
52	1	3	1				
53		3	4				
54		2	6	1			
55	3	9	2				
56		6	3				
57		4	6			2	
58	1	1	4	4		3	
59		9	2	1			
60	1	2	2	1		3	
61		2	5	1			
62		1	6	1			
63		7	8	1			
64		1	2				
65			3	2			
66		1	2	1			
67		7	8	1			
68		2	2		6		
69		3					
70		1	1		2		
71		2	8	3	7		
72			2	1	1	2	
73			2	1	3		
74			2	2			
75		2	10	1	1		
76		2	3	3	2		
77		1	1		2		
78		2	1		2		
79		2	5	1	2		
80			1	2			
81			3	2			
82				4			
83		1	4	3	1		
84			1	1	2		
85			7	2	2		
86				1	1		
87		2	1	2	2		
88			1	3			
89		2	1	2	1		
90				1			
91		2	2	2	1		
92			3	1			
93			3	4	1		
94			1				
95			4	5	1		
96		2	1	2			
97		1	3	8			
98		1	1				
99		2	1	1			
100		1	2	3			

号 給	職務の級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
101	人	人	人	人	人	人	人
102		1	5	6			
103			1	5			
104			5	1			
105			1	3			
106		3	3	1	2		
107		1	3	3			
108			1	2			
109		2	13	4			
110			4	4			
111		3	9	2			
112			3				
113		1	4	7			
114		1	6	1			
115		2	5				
116		1	3	1			
117		2	5	4			
118			4				
119		6	6				
120			4	1			
121			3	3			
122		1	5				
123		3	6				
124		1					
125		1	1				
126			3				
127		3	4				
128		1	4				
129			2				
130							
131			4				
132			2				
133							
134			1				
135			1				
136							
137							
計	176	309	278	127	42	10	1
						適用 職員数	943 人

3 教育職給料表(1)

職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						49					
2						50					
3						51		2			
4						52					
5						53					
6						54					
7						55		2			
8						56		1	1		
9						57			1		
10						58					
11						59					
12						60					
13						61		1	1	1	
14						62		1			
15						63					
16						64					
17						65		2			
18						66				1	
19						67		1			
20						68					
21						69					
22						70					
23						71					
24						72					
25						73					
26		1				74					
27		1				75					
28						76					
29						77					
30						78					
31						79					
32						80					
33						81		1			
34						82					
35		1				83					
36						84					
37						85					
38						86					
39						87		2			
40						88					
41		1				89					
42						90					
43		1				91		1			
44						92					
45		1	1			93					
46						94					
47		1				95					
48						96					

職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
97	人	人	人	人	人
98					
99					
100					
101					
102		2			
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113		1			
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121		1			
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129		2			
130					
131					
132					
133		5			
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					

職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
145	人	人	人	人	人
計	0	32	4	2	0
				適用 職員数	38人

4 教育職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
	人	人	人		人	人	人
1				49			
2				50			
3				51		1	
4				52			
5				53			
6				54			
7				55			
8				56			
9				57			
10				58			
11				59			
12				60			
13				61			1
14				62			
15				63			
16				64			
17				65			1
18				66			
19				67			
20				68			
21				69			
22				70			
23				71			
24				72			
25				73			
26				74			
27				75		1	
28				76			
29				77			
30				78			
31				79		2	1
32				80			
33				81			
34				82			
35				83			
36				84			
37				85			
38				86			
39				87			
40				88			
41				89			
42				90			
43				91			
44				92			
45				93			
46				94			
47				95			
48				96			

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
97			1
98			
99			
100			
101			
102			
103			
104			
105			
106			
107			
108			
109		1	
110			
111			
112			
113			
114			
115			
116			
117			
118			
119			
120			
121			
122			
123			
124			
125			
126			
127			
128			
129			
130			
131			
132			
133			
134			
135			
136			
137			
138			
139			
140			
141			

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
	人	人	人
計	0	5	4
		適用 職員数	9 人

5 教育職給料表(3)

職務の級 号 給	1 級 2 級 特2級 3級 4 級					職務の級 号 給	1 級 2 級 特2級 3 級 4 級					
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人	
1						49		5				3
2						50		4		1		
3						51		5				
4						52		3		2		
5						53		11	1	1		
6						54		4				
7						55		1		1		
8						56						
9						57		4				
10						58		3	1	1		
11						59		3		1		
12						60		4				
13		17				61		5		1	2	
14						62		4				
15		2				63		2		1		
16						64		1	1			
17		12				65		5		2	1	
18						66		4				
19						67		10	1			
20		1				68		2		1		
21		12				69		6	1			
22						70						
23		3				71		2				
24						72		4				
25		9				73		5	1			
26						74		4		2		
27		3				75		3				
28						76		3				
29		11				77		11				
30						78		8				
31		2				79		6	1			
32		2				80		4				
33		8				81						
34		3				82		1				
35		5				83		6		1		
36		1				84		5				
37		10				85		5	1			
38						86		2				
39		4				87		4				
40		1				88		2				
41		4				89		1				
42		1				90		2				
43		2				91		3				
44		1				92		1				
45		7				93		7				
46		2				94		1	1			
47		2				95		4				
48		2			1	96		6	1			

職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
97	人	3	人	人	人
98		1			
99		3			
100					
101					
102		1	1		
103					
104		2			
105					
106		2			
107		3			
108		3			
109		4			
110		2			
111		1			
112		2			
113		6			
114		1			
115		1			
116		1			
117		3			
118					
119					
120		2			
121					
122		1			
123		2			
124					
125		1			
126					
127					
128		1			
129		1			
130		3			
131		1			
132		3			
133		5			
134		1			
135		4			
136		4			
137		6			
138		3			
139		2			
140		1			
141		1			
142					
143					
144		1			

職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
145	人	人	人	人	人
146		1			
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153		1			
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
計	0	397	11	15	7
				適 用 職員数	430 人

6 教育職給料表(4)

職務の級 号 給	1 級 2 級 特2級 3級 4 級					職務の級 号 給	1 級 2 級 特2級 3 級 4 級				
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						49		76	5		5
2						50		8	1		3
3						51		18	1		6
4						52		7	1		4
5						53		68	2	4	6
6						54		15	1		5
7						55		25		1	6
8						56		10			1
9						57		50	3	6	2
10						58		14	2	1	1
11						59		21		2	4
12						60		66	4		2
13						61		21	5	7	1
14						62		21	1		2
15						63		16		2	1
16						64		59	1	2	
17						65		21	2	8	3
18		105				66		14		2	
19		6				67		77	2	4	
20						68		18	2	3	
21		134	1			69		59	6	5	
22		1				70		16		6	
23		13				71		30	2	5	
24		2				72		13	1	6	
25		111				73		36	3	4	
26		2				74		15	2	8	
27		11				75		30	1	3	
28		2			1	76		16	3	4	
29		104	1		1	77		42	1	2	
30					2	78		18	1	1	
31		16	1			79		25		6	
32		6	1			80		12	3	4	
33		97				81		27	3	6	
34		1	2			82		13	2	2	
35		19				83		13	1	6	
36		6	2			84		16		5	
37		96	2		2	85		35		4	
38		5			3	86		10	2	6	
39		20	2		10	87		23	2	6	
40		8	4		7	88		14	1	2	
41		74	4		6	89		25	2	6	
42		6	3	1	7	90		8	5	2	
43		25	3		9	91		14	2	4	
44		9	3		4	92		18	2	2	
45		73	6		8	93		32	3	10	
46		9	1	1	5	94		8	1	1	
47		26	7	1	2	95		14		1	
48		14	2		9	96		19			

職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
97		29	1	5	
98		14	1	1	
99		16	1	2	
100		12	2	5	
101		14	2	2	
102		10	3	1	
103		14		2	
104		13	1		
105		16	2		
106		8	2	2	
107		13	2		
108		19	6	2	
109		13	1	2	
110		17	2		
111		14	4		
112		12	1		
113		11			
114		10			
115		17	1		
116		9			
117		11			
118		18			
119		11			
120		17			
121		12			
122		6			
123		9			
124		8			
125		7			
126		9			
127		9			
128		7			
129		12			
130		8			
131		9			
132		6			
133		8			
134		18			
135		23			
136		11			
137		22			
138		32			
139		24			
140		34			
141		29			
142		29			
143		34			
144		20			

職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
145		17			
146		7			
147		3			
148		2			
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157		1			
計	0	2,982	159	186	128
				適 用 職員数	3,455 人

7 研究職給料表

職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
号	給					号	給				
		人	人	人	人			人	人	人	人
1						49					
2						50					
3						51	1				
4						52	1				
5						53	1				
6						54					
7						55					
8						56	1				
9						57					
10						58					
11						59					
12						60					
13						61					
14						62					
15						63					
16						64					
17						65					
18						66					
19						67		1			
20						68					
21						69	1				
22						70				1	
23	1					71	3				
24						72		1			
25						73		1			
26						74	1				
27						75	4	2			
28						76				1	
29						77					
30						78		1			
31						79	2				
32						80					
33						81					
34						82					
35	1					83	1				
36						84					
37						85					
38						86					
39						87	2				
40						88					
41						89					
42						90					
43	1					91	1				
44						92					
45						93					
46						94					
47	1					95					
48						96					

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
97	人	人	人	人
98				
99	1	1		
100				
101				
102				
103	2			
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
計	26	7	2	0
			適 用 職員数	35 人

8 医療職給料表(1)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人		人	人	人	人
1					49				
2					50				
3					51				
4					52		1		
5					53				
6					54				
7					55				
8					56				
9					57				
10					58				
11					59				
12					60				
13					61				
14					62				
15					63				
16					64				
17					65				
18					66				
19					67				
20					68				
21					69				
22					70				
23	1				71				
24					72				
25					73				
26					74				
27					75				
28					76		1		
29					77				
30					78				
31					79				
32					80				
33					81				
34					82				
35					83				
36					84				
37					85				
38					86				
39					87				
40					88		1		
41					89		1		
42					90				
43	1				91				
44	1				92		1		
45	1			1	93				
46					94				
47					95				
48					96				

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
97	人	人	人	人
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
計	4	5	0	1
			適 用 職員数	10 人

9 医療職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						49	1		1		
2						50		1			
3						51		2			
4						52					
5						53					
6						54			1		
7						55		1			
8						56					
9						57		1			
10						58					
11						59		1			
12						60					
13						61		1			
14						62					
15			1			63			1	1	
16						64					
17						65				1	
18						66		2			
19						67		3	1		
20						68		3			
21						69					
22						70					
23		1				71				1	
24						72					
25						73					
26						74					
27						75					
28						76					
29						77					1
30						78					
31	1					79				1	
32						80					
33		1				81		1			1
34						82			1		
35						83					
36						84		1		1	
37	1	1				85			1		
38			1			86					
39		1				87			3	1	
40						88			1		
41	1	1				89			1		
42						90				1	
43	1					91			1	1	
44						92					
45	1	2				93			1		
46						94		1			
47	3					95			1		
48						96					

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
97					
98					
99				1	
100					
101			1	1	
102					
103				2	
104			1		
105					
106					
107					
108			1		
109				2	
110					
111				1	
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127		1			
128					
129					
計	9	26	19	15	2
				適用 職員数	71 人

10 医療職給料表(3)

職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
号	給	人	人	人	人	号	給	人	人	人	人
1						49			4	2	
2						50					
3						51				2	
4						52					
5						53			4		
6						54					
7						55					
8						56					
9						57			1		
10						58			1	2	
11						59			1		1
12						60			1	2	
13			4			61			2		1
14						62					
15						63			1		2
16						64			1		
17			7			65			2	1	
18						66			1	3	
19						67				1	2
20				1		68					
21			4			69			3		
22						70			1		1
23						71				1	1
24						72			2		
25			7			73			3		2
26			1			74					
27						75				1	1
28						76			1		
29			4			77					
30						78					
31						79				1	
32						80				1	
33			1			81			2	1	
34						82			1		1
35				1		83			1	1	5
36				1		84			1		
37			1	1		85			1		1
38						86					
39			1	1		87					3
40						88					
41			4			89			1		
42						90					
43				2		91					
44						92					
45			5			93				1	
46						94					1
47				1		95					2
48			1	2		96					2

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
97	人	人	人	人
98		2	1	1
99				1
100				1
101				1
102				
103				
104				
105				1
106				1
107				
108				3
109				
110			1	2
111				
112		1		
113				2
114				
115				
116				1
117		1		1
118				1
119				1
120				1
121				2
122			1	2
123				1
124				
125				1
126				
127				
128				
129				
130				
131		1		
132		1		
133				
134				
135		1		
136		1		
137		1		
138				
139				
140				
141		1		
142				
143				
144				

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
145	人	人	人	人
146		1		
147				
148		1		
149				
150				
151				
152				
153				
計	0	88	33	50

適用 職員数	171 人
-----------	-------

第7表 扶養手当を受ける職員数とその扶養親族数

区分 扶養親族数	該当職員数	うち扶養親族 である配偶者 を有する者	うち扶養親族 である子を有 する者	うち配偶者・子 以外の扶養親族 を有する者
		人	人	人
1 人	1,445	464	877	104
2 人	1,341	381	1,321	35
3 人	829	511	828	20
4 人	239	197	239	8
5 人	35	29	35	5
6人以上	2	2	2	1
計	3,891	1,584	3,302	173

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。
 2 扶養手当を支給されない職員数は、5,932人である。
 3 扶養親族である子の総数は、5,986人である。
 4 全職員1人当たり平均扶養親族数は0.8人、行政職給料表適用職員1人当たり平均扶養親族数は0.8人である。
 5 手当受給者1人当たり平均手当月額は、25,914円（平均扶養親族数は2.0人）である。

第8表 住居手当の支給状況

区 分		職 員 数
受 給 者		2,718 人
借家・借間	手当月額 11,000円以下の受給者	8
	手当月額 11,100円以上 28,000円未満の受給者	1,343
	手当月額 28,000円の受給者	1,367
非 受 給 者		7,105
合 計		9,823
借家・借間に係る手当受給者 1人当たり平均手当月額		25,815 円

第9表 60歳以上の職員の適用給料表別、級別人員

1 定年引上げに伴い給料月額7割措置の適用を受ける職員

給料表	級 計	1級	2級	特2級	3級	特3級	4級	5級	6級	7級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	120	1	18		40	1	52	7	1	
消防職給料表	17				8		7	2		
教育職給料表(1)	2		2							
教育職給料表(3)	9		7	1			1			
教育職給料表(4)	103		59	16			28			
医療職給料表(3)	5		1				4			
給料表計	256									

(注) 該当人員0の欄は空欄とした。(以下本表について同じ。)

2 再任用職員（フルタイム勤務）

給料表	級 計	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級
		人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	321		163		71	59	22	6	
消防職給料表	15		5		3	6		1	
教育職給料表(2)	1		1						
教育職給料表(3)	31		29	2					
教育職給料表(4)	235		183	19		33			
研究職給料表	2	1			1				
医療職給料表(2)	2		2						
医療職給料表(3)	10		3		6	1			
給料表計	617								
60歳	2								
61歳	203								
62歳	162								
63歳	133								
64歳	117								

3 再任用職員（短時間勤務）

給料表	級 計	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級
		人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	85		49		14	16	4	2	
消防職給料表	8		4		2	2			
教育職給料表(3)	23		23						
教育職給料表(4)	57		56	1					
医療職給料表(2)	1				1				
医療職給料表(3)	9		3		5	1			
給料表計	183								
60歳	10								
61歳	34								
62歳	44								
63歳	39								
64歳	56								

2 民間給与関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、本市に勤務する一般職の職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

北九州市人事委員会、人事院及び福岡県人事委員会等

3 調査の範囲

- (1) 調査対象事業所 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本市内の民間事業所417事業所
- (2) 調査対象職種 76職種（行政職相当職22職種 その他の職種54職種）

4 調査対象の抽出

- (1) 標本事業所の抽出 上記3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から146事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。
調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。
- (2) 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数のときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

5 集 計

- (1) 調査実人員は、5,010人（うち初任給関係221人）であるが、行政職に相当する調査実人員は、4,510人（うち初任給関係205人）である。
なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は27,659人であり、うち行政職に相当するものは19,238人である。
- (2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模		3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	規 模 計	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	122	24	27	8	47	16	
農 業 、 林 業 、 漁 業	0	0	0	0	0	0	
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	13	5	4	0	3	1	
製 造 業	46	7	13	3	19	4	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	26	4	5	2	10	5	
卸 売 業 、 小 売 業	10	1	2	3	2	2	
金 融 業 、 保 険 業 、 不動産業、物品賃貸業	3	2	0	0	0	1	
教育、学習支援業、医療、福祉、 サービス業	24	5	3	0	13	3	

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が23所あった。
- 2 調査対象事業所146所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた145所に占める調査完了事業所122所の割合（調査完了率）は84.1%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第11表 職種別、学歴別初任給

職 種	学 歴	企業規模計
新 卒 事 務 員	大 学 卒	217,711円
	短 大 卒	197,280円
	高 校 卒	175,320円
新 卒 技 術 者	大 学 卒	220,658円
	短 大 卒	194,569円
	高 校 卒	191,313円
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	218,675円
	短 大 卒	195,644円
	高 校 卒	187,289円

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 給与比較の対象職種

(1) 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	10	51.8	637,702	8	637,694	・ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表(2)企業規模500 人以上、本表(3)企業 規模100人以上500人 未満及び本表(4)企業 規模50人以上100人未 満の対応級欄参照
	大 学 卒	7	50.7	609,343	0	609,343		
	短 大 卒	2	53.0	710,501	0	710,501		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	工 場 長	5	55.2	829,439	88,825	740,614	・ 構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	3	57.0	802,638	73,850	728,788		
	高 校 卒	2	52.5	878,203	116,072	762,131		
	事 務 部 長	112	52.9	668,613	4,633	663,980	・ 2課以上又は構成員 20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	79	52.4	693,073	2,785	690,288		
	短 大 卒	11	53.5	669,355	3,604	665,751		
	高 校 卒	22	54.5	588,898	11,099	577,799		
	技 術 部 長	109	53.0	687,582	950	686,632	同 上	同 上
大 学 卒	70	52.3	707,789	1,145	706,644			
短 大 卒	22	53.5	661,097	335	660,762			
高 校 卒	17	54.7	624,026	768	623,258			
事 務 部 次 長	23	52.6	512,664	715	511,949	・ 前記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 ・ 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 ・ 中間職(部長-課 長間)	同 上	
大 学 卒	14	52.2	529,432	1,261	528,171			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	8	53.0	494,256	0	494,256			
技 術 部 次 長	8	50.5	544,614	0	544,614	同 上	同 上	
大 学 卒	5	52.4	524,873	0	524,873			
短 大 卒	3	47.3	583,336	0	583,336			

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう(以下(2)から(4)において同じ。)
- 2 各職種について学歴区別に集計した結果、調査実人員が0であった学歴区分については記載していない(以下、本表において同じ。)
- 3 *印は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支		(A)-(B)			
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	244	50.7	582,577	9,968	572,609	・ 2係以上又は構成 員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	本表(2)企業規模500 人以上、本表(3)企 業規模100人以上500 人未満及び本表(4) 企業規模50人以上 100人未満の対応級 欄参照
	大 学 卒	148	49.5	591,363	8,861	582,502		
	短 大 卒	33	52.7	555,526	12,252	543,274		
	高 校 卒	62	52.4	579,612	11,596	568,016		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	330	50.7	630,012	4,726	625,286	同 上	同 上
	大 学 卒	179	49.6	630,656	4,233	626,423		
	短 大 卒	65	51.3	634,549	5,269	629,280		
	高 校 卒	85	52.6	623,622	5,441	618,181		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務課長代理	44	45.3	473,121	30,479	442,642	・ 前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 ・ 課長に直属し部下 に係長等の役職者を 有する者 ・ 課長に直属し部下 4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記 課長代理と同等と認 められる課長代理及 び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長－係 長間）	同 上
	大 学 卒	25	43.5	500,265	20,937	479,328		
	短 大 卒	6	49.7	464,473	54,103	410,370		
	高 校 卒	11	47.4	413,741	40,714	373,027		
	中 学 卒	2	43.0	526,779	31,449	495,330		
	技術課長代理	19	47.4	509,127	15,837	493,290	同 上	同 上
	大 学 卒	10	46.4	521,045	9,924	511,121		
	高 校 卒	9	48.6	491,558	24,552	467,006		
	事務係長	383	46.8	451,352	39,475	411,877	・ 係の長及び係長級 専門職	同 上
	大 学 卒	213	44.6	455,954	42,822	413,132		
短 大 卒	63	50.2	432,925	31,149	401,776			
高 校 卒	106	49.3	452,749	37,023	415,726			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

(注) 1 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう（以下(2)から(4)において同じ。）。

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支		(A)-(B)		
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)			
	人	歳	円	円	円		
技術係長	421	47.8	530,667	60,262	470,405	・ 係の長及び係長級 専門職	本表(2)企業規模500 人以上、本表(3)企 業規模100人以上500 人未満及び本表(4) 企業規模50人以上 100人未満の対応級 欄参照
大 学 卒	219	45.1	526,703	60,809	465,894		
短 大 卒	43	47.7	523,279	63,886	459,393		
高 校 卒	158	51.6	538,161	58,465	479,696		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
事務主任	277	42.4	351,275	41,958	309,317	・ 係長等のいる事業所に おける主任 ・ 係長等のいない事業所 における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部 下を有する者 ・ 係長等のいない事業所 において、職能資格等が 上記主任と同等と認めら れる主任 ・ 中間職（係長－係員 間）	同 上
大 学 卒	139	39.3	358,897	45,772	313,125		
短 大 卒	55	46.1	328,415	29,025	299,390		
高 校 卒	82	45.0	353,440	44,430	309,010		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
技術主任	264	42.4	440,208	76,445	363,763	同 上	同 上
大 学 卒	127	40.0	433,935	75,924	358,011		
短 大 卒	40	43.0	424,885	63,757	361,128		
高 校 卒	94	45.4	454,525	81,539	372,986		
中 学 卒	3	42.3	459,112	99,688	359,424		
事務係員	1,126	38.0	330,294	38,793	291,501	同 上	同 上
大 学 卒	498	34.3	327,053	36,289	290,764		
短 大 卒	186	44.0	328,915	32,058	296,857		
高 校 卒	440	39.7	333,720	43,796	289,924		
中 学 卒	2	45.0	349,374	272	349,102		
技術係員	930	36.1	395,104	60,790	334,314	同 上	同 上
大 学 卒	451	32.7	380,910	58,075	322,835		
短 大 卒	107	37.9	374,623	47,870	326,753		
高 校 卒	369	39.5	411,305	66,289	345,016		
中 学 卒	3	52.7	399,538	13,056	386,482		

(注) 1 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう（以下(2)から(4)において同じ。）。

(2) 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
支店長	8	51.4	640,912	10	640,902	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7級
大 学 卒	5	49.6	599,998	0	599,998		
短 大 卒	2	53.0	710,501	0	710,501		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
工場長	5	55.2	829,439	88,825	740,614	・ 構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大 学 卒	3	57.0	802,638	73,850	728,788		
高 校 卒	2	52.5	878,203	116,072	762,131		
事務部長	70	53.2	726,859	5,907	720,952	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職 6級
大 学 卒	52	52.8	744,594	2,439	742,155		
短 大 卒	8	53.6	732,579	4,824	727,755		
高 校 卒	10	55.4	638,850	23,090	615,760		
技術部長	83	52.8	734,493	690	733,803	同 上	同 上
大 学 卒	57	52.1	740,536	769	739,767		
短 大 卒	16	54.4	729,327	454	728,873		
高 校 卒	10	53.9	701,354	521	700,833		
事務部次長	2	59.5	493,086	10,290	482,796	・ 前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・ 中間職(部長-課長間)	行政職 5級
大 学 卒	2	59.5	493,086	10,290	482,796		
技術部次長	4	50.8	649,555	0	649,555	同 上	同 上
大 学 卒	2	56.0	639,763	0	639,763		
短 大 卒	2	45.5	659,193	0	659,193		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支		(A)-(B)			
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	211	50.8	605,408	10,748	594,660	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級
	大 学 卒	127	49.5	614,094	9,099	604,995		
	短 大 卒	31	52.6	562,971	13,256	549,715		
	高 校 卒	53	52.8	607,921	13,207	594,714		
	技術課長	273	51.5	646,449	3,160	643,289	同 上	同 上
	大 学 卒	143	50.6	648,592	1,912	646,680		
	短 大 卒	56	51.7	649,739	5,370	644,369		
	高 校 卒	73	52.9	638,300	3,909	634,391		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務課長代理	33	46.5	501,515	38,428	463,087	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長－係長間）	行政職 3級、 特3級、 4級
	大 学 卒	17	45.4	536,342	25,073	511,269		
	短 大 卒	6	49.7	464,473	54,103	410,370		
高 校 卒	8	47.4	444,034	59,136	384,898			
中 学 卒	2	43.0	526,779	31,449	495,330			
技術課長代理	9	49.4	588,908	20,237	568,671	同 上	同 上	
大 学 卒	6	49.0	563,746	10,166	553,580			
高 校 卒	3	50.3	676,100	55,133	620,967			
事務係長	258	47.1	496,863	45,984	450,879	・ 係の長及び係長級専門職	同 上	
大 学 卒	155	44.8	495,372	48,735	446,637			
短 大 卒	38	50.5	480,815	36,555	444,260			
高 校 卒	64	50.3	509,562	44,012	465,550			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支		(A)-(B)			
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術係長	372	48.0	540,929	62,035	478,894	・ 係の長又は係長級専門職	行政職 3級、 特3級、 4級
	大 学 卒	189	45.2	539,024	62,806	476,218		
	短 大 卒	42	47.4	525,003	64,616	460,387		
	高 校 卒	140	51.9	548,461	60,226	488,235		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務主任	164	42.2	387,745	51,907	335,838	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は 3級、 特3級、 4級)
	大 学 卒	90	39.4	389,990	53,110	336,880		
	短 大 卒	30	44.9	365,189	39,525	325,664		
	高 校 卒	43	45.8	398,162	58,285	339,877		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
技術主任	197	43.5	467,951	86,531	381,420	同 上	同 上	
大 学 卒	95	41.5	463,153	87,878	375,275			
短 大 卒	27	45.4	461,991	69,520	392,471			
高 校 卒	73	45.5	474,989	90,017	384,972			
中 学 卒	2	41.5	508,106	118,856	389,250			
事務係員	647	38.0	353,218	48,181	305,037		行政職 1級	
大 学 卒	281	33.3	346,823	47,077	299,746			
短 大 卒	104	45.1	347,499	36,297	311,202			
高 校 卒	260	40.1	360,031	53,161	306,870			
中 学 卒	2	45.0	349,374	272	349,102			
技術係員	665	36.9	407,957	64,881	343,076		同 上	
大 学 卒	308	33.3	395,818	62,749	333,069			
短 大 卒	66	38.0	397,157	53,546	343,611			
高 校 卒	289	40.4	419,020	69,123	349,897			
中 学 卒	2	57.5	413,768	14,128	399,640			

(3) 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支		(A)-(B)		
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)			
	人	歳	円	円	円		
支店長	2	53.5	628,123	0	628,123	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 6級
大 学 卒	2	53.5	628,123	0	628,123		
事務部長	34	52.9	555,033	260	554,773	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職 5級
大 学 卒	19	52.3	573,653	232	573,421		
短 大 卒	3	53.3	486,165	69	486,096		
高 校 卒	12	53.7	544,087	342	543,745		
技術部長	21	53.5	526,537	1,836	524,701	同 上	同 上
大 学 卒	12	53.2	549,609	3,072	546,537		
短 大 卒	4	50.5	472,395	0	472,395		
高 校 卒	5	56.6	504,967	0	504,967		
事務部次長	21	52.0	514,126	0	514,126	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職(部長-課長間)	同 上
大 学 卒	12	51.0	534,509	0	534,509		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	8	53.0	494,256	0	494,256		
技術部次長	3	49.3	477,329	0	477,329	同 上	同 上
大 学 卒	2	48.5	493,799	0	493,799		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
事務課長	30	49.6	451,660	5,842	445,818	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 4級
大 学 卒	19	48.7	467,888	8,159	459,729		
短 大 卒	2	53.5	466,053	188	465,865		
高 校 卒	8	50.4	419,117	2,575	416,542		
中 学 卒	*	*	*	*	*		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支		(A)-(B)			
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術課長	54	47.3	500,728	18,057	482,671	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 4級
	大 学 卒	34	45.8	516,353	20,316	496,037		
	短 大 卒	8	48.8	457,478	4,547	452,931		
	高 校 卒	12	50.5	482,690	20,143	462,547		
	事務課長代理	10	41.8	393,670	8,763	384,907	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）	行政職 3級、 特3級
	大 学 卒	7	39.4	418,881	12,624	406,257		
	短 大 卒	3	47.3	350,270	2,116	348,154		
	技術課長代理	9	46.2	425,809	12,383	413,426	同 上	同 上
	大 学 卒	3	43.3	442,912	12,669	430,243		
	高 校 卒	6	47.7	417,258	12,240	405,018		
	事務係長	108	46.5	355,179	25,651	329,528	・係の長及び係長級専門職	同 上
	大 学 卒	53	44.4	351,846	27,319	324,527		
短 大 卒	21	49.9	366,999	22,951	344,048			
高 校 卒	34	47.8	353,021	24,650	328,371			
技術係長	39	48.1	398,311	35,075	363,236	同 上	同 上	
大 学 卒	24	45.6	407,832	40,487	367,345			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	14	51.5	383,777	28,047	355,730			
事務主任	88	42.9	303,037	30,331	272,706	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は 3級、 特3級)	
大 学 卒	40	39.8	304,797	34,349	270,448			
短 大 卒	20	47.5	294,599	20,600	273,999			
高 校 卒	28	44.0	306,912	31,949	274,963			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支		(A)-(B)			
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術主任	49	40.1	336,565	38,423	298,142	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は 3級、 特3級)
	大 学 卒	18	37.4	317,179	27,112	290,067		
	短 大 卒	11	37.1	323,654	47,843	275,811		
	高 校 卒	19	44.3	364,554	43,642	320,912		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
技 術 関 係 職 種	事務係員	402	37.6	297,696	24,233	273,463	行政職 1級	
	大 学 卒	194	34.8	303,393	23,368	280,025		
	短 大 卒	68	43.3	309,086	25,780	283,306		
	高 校 卒	140	38.6	284,277	24,681	259,596		
技 術 関 係 職 種	技術係員	215	33.9	334,512	40,396	294,116	同 上	
	大 学 卒	113	31.4	332,681	41,142	291,539		
	短 大 卒	35	38.6	295,796	26,928	268,868		
	高 校 卒	66	35.4	354,017	45,114	308,903		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

(注) 下記職種については、調査実人員が0であった。

- ・ 工場長（構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。））

(4) 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支		(A)-(B)		
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)			
	人	歳	円	円	円		
事務部長	8	50.4	592,980	12,870	580,110	・2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職 5級
大 学 卒	8	50.4	592,980	12,870	580,110		
技術部長	5	53.8	546,405	1,758	544,647	同 上	同 上
大 学 卒	*	*	*	*	*		
短 大 卒	2	52.5	460,020	0	460,020		
高 校 卒	2	54.0	572,944	4,394	568,550		
技術部次長	*	*	*	*	*	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職(部長-課長間)	行政職 4級
大 学 卒	*	*	*	*	*		
事務課長	3	53.0	424,147	0	424,147	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
大 学 卒	2	54.5	438,098	0	438,098		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
技術課長	3	45.0	459,733	0	459,733	同 上	同 上
大 学 卒	2	42.5	465,700	0	465,700		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
事務課長代理	*	*	*	*	*	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職(課長-係長間)	行政職 3級、 特3級
大 学 卒	*	*	*	*	*		
技術課長代理	*	*	*	*	*	同 上	同 上
大 学 卒	*	*	*	*	*		
事務係長	17	45.6	354,252	26,141	328,111	・係の長及び係長級専門職	同 上
大 学 卒	5	40.6	355,150	26,135	329,015		
短 大 卒	4	49.0	311,782	22,466	289,316		
高 校 卒	8	47.0	374,926	27,983	346,943		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支		(A)-(B)			
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術係長	10	40.9	358,340	40,701	317,639	・ 係の長及び係長級専門職	行政職 3級、 特3級
	大 学 卒	6	40.5	313,933	31,050	282,883		
	高 校 卒	4	41.5	424,949	55,179	369,770		
	事務主任	25	42.2	291,496	18,156	273,340	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は 3級、 特3級)
	大 学 卒	9	36.9	298,851	23,404	275,447		
	短 大 卒	5	47.2	262,415	3,033	259,382		
	高 校 卒	11	44.3	298,697	20,737	277,960		
	技術主任	18	36.7	318,384	33,152	285,232	同 上	同 上
	大 学 卒	14	33.3	323,245	32,129	291,116		
	短 大 卒	2	41.5	287,568	43,518	244,050		
	高 校 卒	2	55.5	315,172	29,948	285,224		
	事務係員	77	40.8	266,317	22,025	244,292		行政職 1級
大 学 卒	23	41.1	283,698	12,762	270,936			
短 大 卒	14	39.7	261,990	29,536	232,454			
高 校 卒	40	41.1	257,837	24,723	233,114			
技術係員	50	34.2	291,415	35,162	256,253		同 上	
大 学 卒	30	32.0	277,087	36,125	240,962			
短 大 卒	6	33.2	320,117	42,304	277,813			
高 校 卒	14	39.2	309,815	30,038	279,777			

(注) 下記職種については、調査実人員が0であった。

- ・ 支店長（構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。））
- ・ 工場長（構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。））
- ・ 事務部次長（部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が部の次長と同等と認められる部の長及び部次長級専門職、中間職（部長－課長間））

2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支		(A)-(B)		
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)			
	人	歳	円	円	円		
教育 関係 職	大 学 学 長	3	56.3	632,670	0	632,670	
	大 学 教 授	14	54.4	618,950	0	618,950	
	大 学 准 教 授	11	47.8	513,576	0	513,576	
	大 学 講 師	14	37.7	367,102	0	367,102	
職	高 等 学 校 校 長	*	*	*	*	*	
	高 等 学 校 教 頭	5	51.8	519,532	0	519,532	
	高 等 学 校 教 諭	61	44.7	428,565	2,558	426,007	
研究 関係 職	研 究 部 (課) 長	6	58.0	655,700	0	655,700	{ 2室(係)以上又は構成員7人以上 の部(課)の長 { 構成員3人以上の室(係)の長 { 下記研究員より上位の者(研究所長 の職名を有する者、研究部(課)長 及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 室 (係) 長	6	51.3	582,533	0	582,533	
	主 任 研 究 員	11	54.5	530,164	29,282	500,882	
	研 究 員	15	41.8	501,412	98,885	402,527	
	研 究 補 助 員	14	30.7	350,596	42,299	308,297	
医 療 関 係 職	医 師	*	*	*	*	*	
	薬 剤 師	5	48.6	376,582	2,375	374,207	
	臨 床 検 査 技 師	2	48.5	215,200	3,638	211,562	
	栄 養 士	6	44.7	266,325	10,616	255,709	
	理 学 療 法 士	27	38.1	312,221	6,736	305,485	
	作 業 療 法 士	39	36.8	282,766	2,366	280,400	
	総 看 護 師 長	*	*	*	*	*	・部下に看護師長5人以上
看 護 師 長	20	47.9	357,016	29,306	327,710	・部下に看護師又は准看護師5人以上	
看 護 師	86	42.0	294,107	33,054	261,053		
准 看 護 師	49	42.1	238,158	27,513	210,645		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支		(A)-(B)		
				給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
		人	歳	円	円	円		
海 事 関 係 職 種	沿 海	船 長 ・ 機 関 長	12	52.3	795,409	44,344	751,065	港内又は湾内を航行区域とする総 トン数5トン以上の船舶の乗組員
		一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	13	47.1	661,979	224,009	437,970	
		二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	10	39.9	572,349	189,492	382,857	
		三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	14	28.9	491,155	174,703	316,452	
	平 水	甲 板 長 ・ 操 機 長	12	52.5	664,354	226,880	437,474	
		甲 板 手 ・ 操 機 手	13	36.9	494,287	162,802	331,485	
		甲 板 員 ・ 機 関 員	13	21.8	337,330	101,483	235,847	

(注) 下記職種については、調査実人員が0であった。

- ・ 大学助教
- ・ 研究所長（構成員50人以上の研究所の長）
- ・ 病院長
- ・ 副院長
- ・ 医科長
- ・ 歯科医師
- ・ 薬局長
- ・ 診療放射線技師
- ・ 技能・労務関係職種
- ・ 遠洋（航行区域に限定のない総トン数20トン以上の船舶の乗組員）の「船長・機関長」、「一等航海士・機関士」、「二等航海士・機関士」、「三等航海士・機関士」、「運航士」、「甲板長・操機長」、「甲板手・操機手」、「甲板員・機関員」
- ・ 近海（北緯63度から南緯11度の間及び東経94度から175度の間の水域を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶の乗組員）の「船長・機関長」、「一等航海士・機関士」、「二等航海士・機関士」、「三等航海士・機関士」、「運航士」、「甲板長・操機長」、「甲板手・操機手」、「甲板員・機関員」
- ・ 沿海・平水（港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員）の「運航士」

第13表 民間における初任給の改定状況

項目 学 歴	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	63.6 %	(71.1) %	(28.9) %	(0.0) %	36.4 %
高 校 卒	44.5	(80.7)	(19.3)	(0.0)	55.5

(注) 1 新規採用者の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における賞与の配分状況

項目 時季	係 員		課 長 級		部 長 級 (非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
冬 季	54.9 %	45.1 %	52.3 %	47.7 %	52.5 %	47.5 %

第15表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		73.0%
	配偶者に家族手当を支給する	62.5%
	子に家族手当を支給する	72.7%
家族手当制度がない		27.0%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	11,833円
	配偶者と子1人	17,414円
	配偶者と子2人	22,957円
	子1人	8,168円
	子2人	15,762円
	子3人	23,464円

- (注) 1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
- 2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。
- 3 本市職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については部長級の職員が4,000円、課長級以下の職員が7,500円、子については1人につき10,000円、配偶者及び子以外の扶養親族については、1人につき部長級の職員が4,000円、課長級以下の職員が7,500円である。なお、扶養親族たる子がいる場合にあっては、子1人につき3,000円（満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は更に5,000円）が加算される。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見直し予定の状況	割合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	9.2%
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等によっては、見直すことを検討	7.0%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	83.8%

- (注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第16表 民間における通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の 通勤手当を 支給する					在来線の 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
%	%	%	%	%	%
98.0	(45.1)	(1.9)	(50.9)	(2.2)	2.0

(注) () 内は在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む 通勤手当を 支給する					特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
%	%	%	%	%	%
73.5	(29.1)	(2.2)	(60.4)	(8.2)	26.5

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。
2 () 内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第17表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	70.7 %	29.3 %	0.0 %

(注) 定年制の有無を回答した115事業所を100として算出した割合である。

第18表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課 長 級		64.2 %	58.0 %	35.8 %
非 管 理 職		56.9	49.4	43.1

(注) 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した36事業所を100として算出した割合である。

第19表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
79.1 %	82.0 %

(注) 1 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。
2 60歳を超える従業員の年間給与水準を回答した20事業所を基に算出した数値